

壮警町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 2,751	千円 3,382,582	千円 134,906	千円 687,977	% 20.3	% 20.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

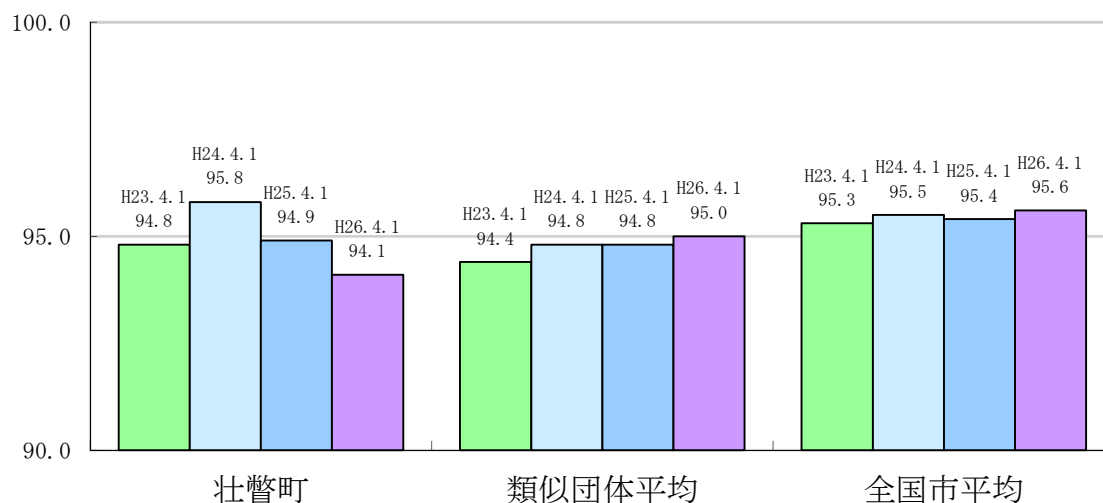
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 82	千円 280,732	千円 43,068	千円 99,227	千円 423,027	千円 5,158	千円 5,382

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては給料表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号給の引下げなし。3級以上の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会確保の観点から、5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給補償）を実施

② 地域手当の見直し ※地域手当の支給はないため見直しなし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	40.1歳	305,200円	352,467円	341,836円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.6歳	303,591円	344,539円	332,748円

② 技能労務職

	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	46.3歳	3人	290,500円	296,900円	298,885円
うち公務補	歳	人	円	円	円
北海道	51.4歳	328人	334,453円	367,302円	356,891円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	326,611円	—
類似団体	49.1歳	2人	287,063円	310,800円	302,457円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
壮瞥町	42.2 歳	330,300円	346,607 円
北海道	44.3 歳	371,235円	422,022 円
類似団体	37.0 歳	320,256円	377,203 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		壮瞥町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200 円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100円	139,258円	—
	中学卒	円	円	—
教育職	大学卒	178,340円	191,198円	—
	高校卒	137,640円	147,882円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	381,950 円	円
	高校卒	円	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

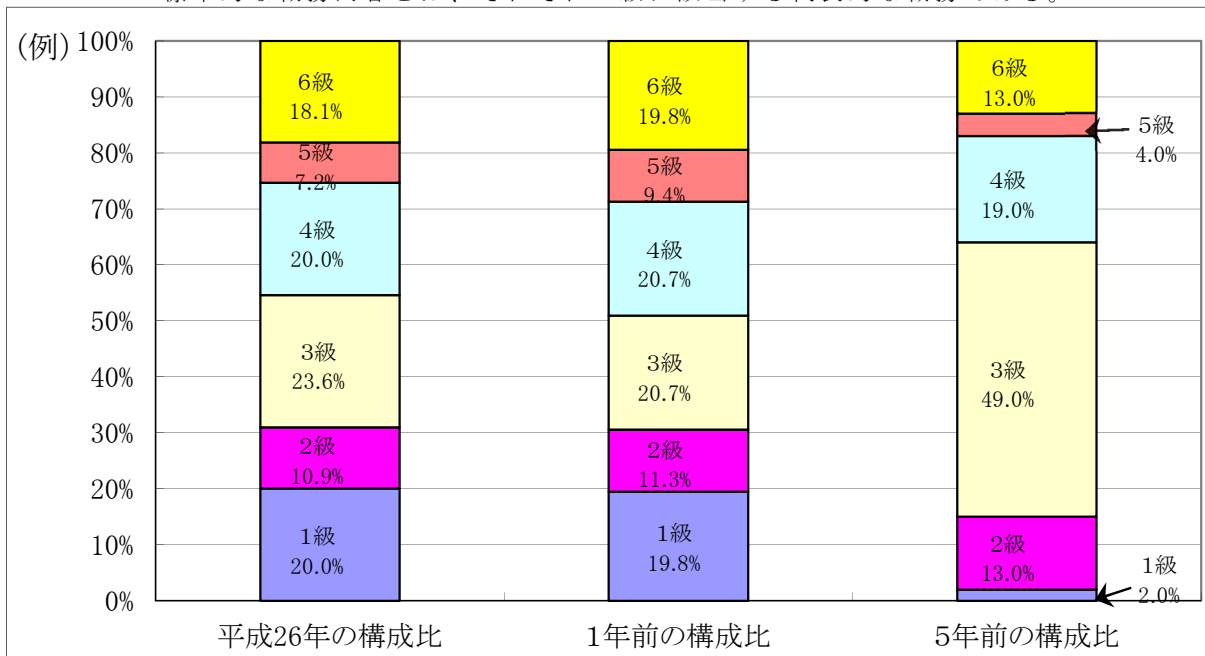
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員の職務	人 1 1	% 20.0	円 135,600	円 243,700
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	人 6	% 10.9	円 185,800	円 307,800
3 級	1 係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	人 1 3	% 23.6	円 222,900	円 388,300
4 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長の職務	人 1 1	% 20.0	円 261,900	円 388,300

5 級	課長補佐の職務	人 4	% 7.2	円 289,200	円 400,600
6 級	課長の職務	人 10	% 18.1	円 320,600	円 422,600

(注) 1 壮瞥町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第5条及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の定めるところによる。毎年1月1日を昇給日としており、平成20年1月1日から平成24年1月1日の昇給まで人事評価制度に基づく勤務成績の反映を実施していたが、現在制度の見直し等により休止している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壮瞥町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,302千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ※17年度から凍結中	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在人事評価制度の見直し等により休止している。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

壮瞥町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 千円 8,086千円			(割増率2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		204千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		18,545円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		12.6%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	選挙事務	千円	投票事務に12時間以上従事し、かつ、開票事務に従事した職員 30,000円ほか
遺体処理手当	行旅病死、水難死、災害死人等の遺体処理に従事する職員	遺体処理業務	千円	日額 3,000円
火葬業務手当	(1) 臨時に死体の火葬業務に従事する職員 (2) 臨時に死産児、改葬等の火葬又は焼却業務に従事する職員	火葬業務		日額 3,000円 日額 2,000円
伝染病防救治対策手当	伝染病患者又は、伝染病の疑いのある患者の収容、伝染病菌の附着した疑いのある物件の処理、防疫作業等に従事する職員			日額 1,000円
野犬掃討手当	野犬掃討作業に従事する職員	野犬掃討		日額 1,000円
劇物等取扱い手当	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用する業務に従事する職員			日額 300円
その他	任命権者が特に認定した業務に従事する職員			日額 2,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	8,654千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	160千円
支給実績(24年度決算)	11,319千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	213千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給： 配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族6,500円	同じ		12,436千円	289,209円
住居手当	借家で月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	同じ		4,099千円	178,217円
通勤手当	通勤のため自動車	同じ		2,163千円	69,774円
管理職手当	課長 35,000円 課長補佐 23,000円	異なる	支給額	6,132千円	383,250円
宿日直手当	当直勤務を命ぜられた職員に対して支給。1回につき4,200円支給	異なる	支給額	506千円	13,675円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給。	同じ		7,685千円	88,333円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	690,000円 (746,000円)		(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 町 村 長	570,000円 (615,000円)		820,000円 / 458,500円			
報 酬	議 長	256,000円 (270,000円)		310,000円 / 171,000円			
	副 議 長	204,000円 (215,000円)		251,000円 / 119,000円			
	議 員	170,000円 (179,000円)		230,000円 / 100,000円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 3.95月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.95月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 町 村 長	690,000円×4年×512.6/100=14,147,760円		7,373,520円		任期毎	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

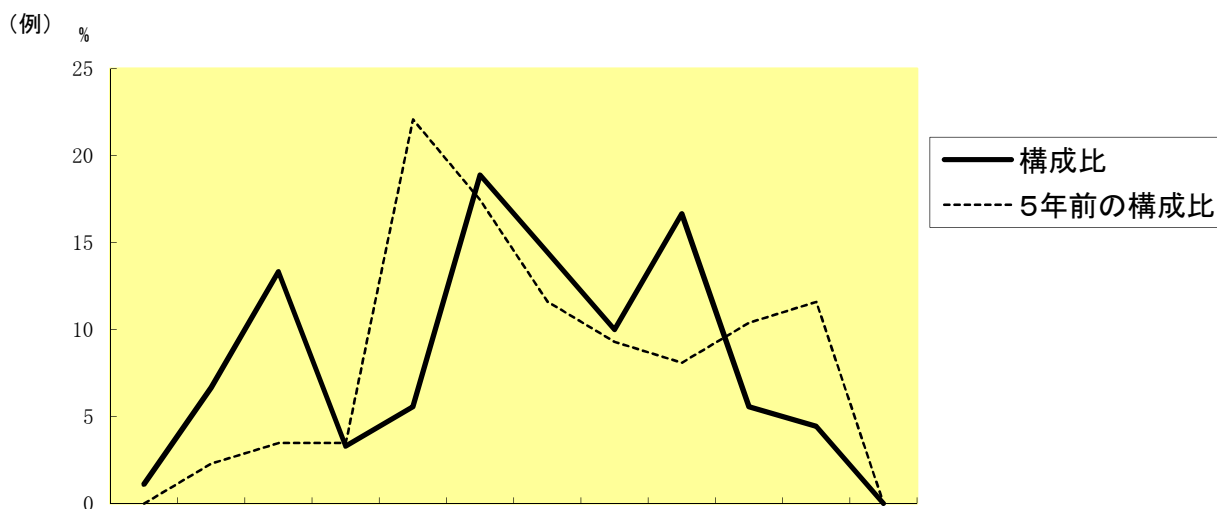
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総 務	19	19	△ 1 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 210.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 172.33人)
		福 祉	21	20		
		そ の 他	17	19		
	計	57	58	1		
	教 育 部 門	24	25	1		
	消 防 部 門					
	小 計	81	83	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 301.70人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 207.11人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1			
	下 水 道	1	1			
	そ の 他	5	5			
	小 計	7	7			
合 計		88	90	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 327.15人	
		[93]	[94]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	12人	3人	5人	17人	13人	9人	15人	5人	4人		90人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	60	59	61	62	62	63	3(5.0%)
教育	23	24	24	24	24	25	2(8.6%)
消防							(%)
普通会計計	83	83	85	86	86	88	5(6.0%)
公営企業等会計計	2	2	2	2	2	2	(%)
総合計	85	85	87	88	88	90	5(5.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。